

R5年6月以降の面会方法と対面式面会の再開について

ひばり苑では、令和5年6月1日より、「対面式面会時のルール」を遵守して頂くことを前提として、利用者の皆様と直接お会いいただける「対面式面会」を再開しました。現在、当苑の面会方法としては、下表の通り、「対面式面会」・「窓越し面会」・「オンライン面会」の3つの形をご用意しております。ご家族の皆様におかれましては、いずれかの面会方法を選択しご予約いただきますようお願い致します。

対面式面会	面会ルールを遵守して頂くことを前提に、専用面会スペースで直接会うことができます。
窓越し面会	従来通り、正面玄関のガラス越しで、電話を繋ぎながら面会することができます。3人以上の大人数での面会やお子様連れでの面会に適しています。
オンライン面会	従来通り、LINEを活用しオンラインで面会することができます。遠方にお住まいの方に適しています。

【対面式面会時のルール(R5.6.1~)】

(1) 面会者の範囲

- ・面会者は主介護者(身元引受人)の方を含めて、最大2名までとなります。
- ・高校生以下のご面会はできません。

(2) 面会場所

- ・1階受付前が専用面会スペースとなります。
 - ・2階に上がることはできません。
 - ・面会場所でのご飲食はできません。
- ※面会スペースはその都度消毒を実施しています。



(3) 面会可能な曜日と時間

- ・面会可能な曜日は、平日の月曜日～金曜日です。土日祝日の面会はできません。
- ・面会時間は①14時30分、②15時00分の1日2枠・完全予約制です。
- ・面会時間は1回15分以内とします。
- ・多くの皆様に面会の機会を設けていくため、面会頻度は月1回程度としてください。

(4) 面会時の感染対策

- ・面会者は不織布マスクを着用の上、フェイスシールド(当苑より貸出)も併せて着用してください。
- ・面会前に必ず手指消毒をしてください。
- ・面会前に検温し、「来苑者体温チェック表」に必要事項を記載してください。
 - ◎検温の結果、37.0℃以上の発熱が認められた場合は、面会はできません。
 - ◎面会者やその同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患していた場合や風邪症状等の体調不良が生じていた場合は、発症日より10日間を経過していなければ施設内に立ち入ることはできません。

飛沫感染予防!



(5) その他

- ・万が一、当苑での面会后2日以内に新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合は、速やかに当苑までご連絡ください。
- ・面会スペースの密を避け、感染対策を徹底しながらできるだけ安心・安全な環境で面会を行っていただくために完全予約制としております。様々な制限もありご不便をおかけいたしますが何卒ご理解いただきますようお願い致します。

※尚、県内での感染者の急増や施設内で感染者の発生が確認された場合には急遽対応が変更となる場合もございます。あらかじめご了承ください。